平成２６年（フ）第１６４７号
愛知県春日井市中央台４丁目１番地２　215号棟505号室
債務者　土方　　岳
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５７号
愛知県北名古屋市弥勒寺東４丁目11番地
債務者　石田　　均
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５５号
名古屋市中村区長筬町７丁目29番地　フレグランスヨシダ106号
債務者　長田　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８６号
奈良県生駒市白庭台６丁目３番13号
債務者　山本　真澄
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
広島県呉市警固屋９丁目５番13号
債務者　谷本　曜子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１３１号
広島県呉市郷原町1882番地の１　Ｂ棟15号室
債務者　中原　善樹
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１９３号
徳島県板野郡藍住町矢上字春日117番地22
債務者　池上　　亮
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３号
高知県四万十市岩田86番地　宮崎アパート
債務者　小橋かや子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２７２号
愛知県丹羽郡大口町下小口１丁目209番地　レオパレス21おぐち2007―201号
債務者　井手口和典
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２８７号
奈良市横井２丁目293番地の３　市営住宅23号
債務者　森本　一彦
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３４１号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目18番39号　エクセルライフ宇都201号
債務者　鈴木　達夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10―19　医療法人仁愛会仁愛会病院、住民票上の住所鹿児島市城山１丁目12番16号
債務者　神野　章吉
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５６号
青森県北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬107番地３
債務者　尾崎　哲也
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田90番地７
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
福島県いわき市小名浜南富岡字富士前18番地の６
債務者　渡辺　俊一（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３４７号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目12番地の26
債務者　吉田　　晃
法定代理人保佐人　吉田　勝美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３０号
千葉県野田市尾崎815番地の78　グレース川間201
債務者　河田　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部